

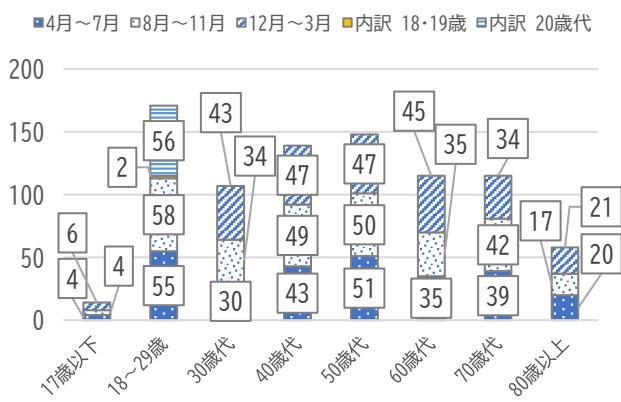
# 鶴見区 消費生活相談情報<速報値>

～令和5年5月 薫風号～

## ◇消費生活相談件数

	12月～3月	8月～11月	増▲減	【増減率】
鶴見区	308	302	6	2.0%
市内全体	4,877	4,978	▲ 101	▲ 2.0%

## ◇年代別件数



## ◇主な契約のきっかけ別件数

	12月～3月	8月～11月
SNS	41	27
定期購入	51	24
点検商法	13	8
電話勧誘	14	32

SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。

一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。

点検と称して来訪し「工事をしないと危険」等事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。

電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。

## ◇商品・役務別ランキング

1位	化粧品	42	ネット通販で定期縛りのないファンデーションを注文した。初回限定価格の商品を受け取り後、解約を申し出たところ、「初回で解約する場合、定価との差額の支払いが必要」と言われた。納得できない。
2位	商品一般	21	自宅に荷物が置き配されていた。住所は自宅だが宛名は知らない人になっている。送付元は大手通販モールサイト事業者のようなので問い合わせようと思ったが連絡先がわからない。
3位	工事・建築	16	来訪した事業者から屋根の点検を勧められ、点検後、修繕工事が必要と言われたので契約をした。念のためハウスメーカーに確認したところ、工事は不要だと分かった。解約したい。
4位	役務その他サービス	13	ネットで検索したサイトで電子渡航認証の申請をし、代金をカードで決済した。後刻、専用サイトではなく申請代行サービス事業者のサイトに申請してしまったことに気がついた。解約し返金を求める。
5位	不動産賃借	11	賃貸マンションを退去したら、室内クリーニング費用を請求された。契約書を確認したところ、退去時のクリーニング代は借主が負担するとの特約がある。費用負担を拒否することは難しいだろうか。

## 中古自動車を購入・売却する際には・・・

中古車販売店で「今日契約しないと高くなる」と言わ  
れ仕方なく契約したが、  
キャンセルしたい。

自家用車を売却する契約  
をしたが、事情があり解約  
したい。  
クーリング・オフできるか。



中古自動車の売買トラブルについてセンターに相談が寄せられています。

point

自動車の取引は特定商取引法におけるクーリング・オフの対象外です

その場で契約をするよう急かしたり、強引に契約を迫る事業者には、  
注意が必要です。一呼吸おいて、冷静によく考えましょう。

事前に契約内容をしっかり確認しましょう

契約の内容は契約書によることが原則ですので、契約前に内容をよく確認しましょう。特に契約の成立時期は契約の解除可否やキャンセル料の負担有無にかかる重要な事項となります。契約内容をよく理解しておきましょう。キャンセル可能な時期にキャンセルを申し出たが応じてもらえない場合には、契約書を示して、事業者と交渉しましょう。

※実際の契約書の定めはモデル約款等と異なることがあります。

- 増加する中古自動車の売却トラブル  
-強引な勧誘やキャンセル妨害も-  
(国民生活センター)



- 自動車売買注文書 特約事項  
(日本中古自動車販売協会  
連合会)



- モデル約款  
(日本自動車  
購入協会)





# 横浜市 消費生活相談情報<速報値>



～令和5年5月 薫風号～

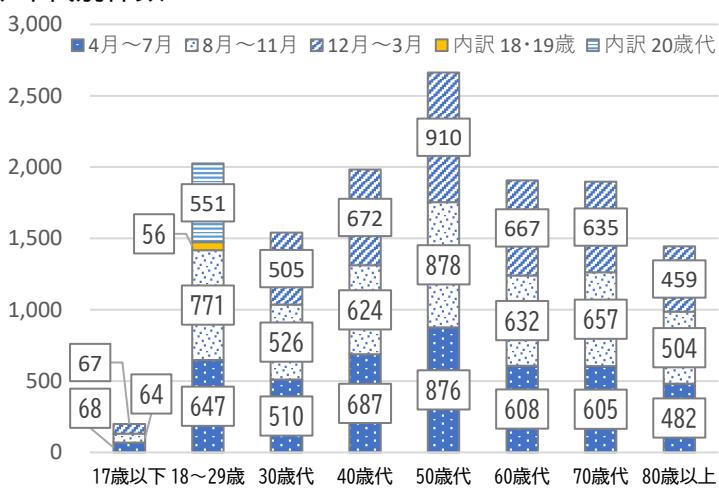
## ◇消費生活相談件数

	12月～3月	8月～11月	増▲減	【増減率】
市内全体	4,877	4,978	▲ 101	▲ 2.0%

## ◇相談件数月別内訳



## ◇年代別件数



## ◇主な契約のきっかけ別件数

	12月～3月	8月～11月
SNS	538	394
定期購入	818	376
点検商法	147	139
電話勧誘	240	312

SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。  
定期購入一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。  
点検商法点検と称して来訪し「工事をしないと危険」等事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。  
電話勧誘電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。

## ◇商品・役務別件数 年代別上位5位

順位	17歳以下	18～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	インターネット ネットゲーム 24	エステサービス 76	不動産賃借 57	化粧品 108	化粧品 176	化粧品 155	化粧品 116	化粧品 56
2位	化粧品 12	不動産賃借 44	化粧品 35	不動産賃借 43	健康食品 48	工事・建築 36	商品一般 45	工事・建築 42
3位	健康食品 9	役務その他 サービス 30	商品一般 18	商品一般 24	商品一般 47	商品一般 35	工事・建築 39	商品一般 33
4位	エステサービス 3	商品一般 28	役務その他 サービス 18	修理サービス 23	工事・建築 31	健康食品 28	役務その他 サービス 33	役務その他 サービス 19
5位	商品一般/コンサート/アダルト情報 各 2	異性交際関連サービス 22	工事・建築 14	健康食品 21	役務その他 サービス 30	役務その他 サービス 25	携帯電話 サービス 19	給湯システム 17

発行元:横浜市消費生活総合センター

電話相談受付 ☎045-845-6666

平日9時から18時／土曜・日曜9時から16時45分

商品一般・・・商品の特定ができない相談や、身に覚えのない架空請求等に関するもの 不動産賃借・・・賃貸住宅退去時の修繕費等に関するもの 工事・建築・・・屋根工事・増改築工事・衛生設備工事等に関するもの 異性交際関連サービス・・・出会い系サイト・アプリに関するもの 役務その他サービス・・・有料質問サイトや偽警告から誘導されたウイルス除去サービス等に関するもの